

平成 30 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

平成 31 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	9
第 1 章 教育の理念及び目標	9
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	16
第 4 章 成績評価及び修了認定	19
第 5 章 教育内容等の改善措置	24
第 6 章 入学者選抜等	25
第 7 章 学生の支援体制	28
第 8 章 教員組織	30
第 9 章 管理運営等	33
第 10 章 施設、設備及び図書館等	34
第 11 章 自己点検及び評価等	36
<参 考>	39
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	41
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	42

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

30年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
31年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ
2月	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成31年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

◎磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働連合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
奥村丈二	中央大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
○木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
鈴木巧	司法研修所教官
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

青戸理成	鳥飼総合法律事務所弁護士
石井徹哉	千葉大学教授
荻野祥三	元毎日新聞記者
○紙谷雅子	学習院大学教授
岸本太樹	北海道大学教授
酒井太郎	一橋大学教授
酒井一	名古屋大学教授
◎潮見佳男	京都大学教授
清水真	明治大学教授
土屋文昭	法政大学教授
○松本和彦	大阪大学教授
峰ひろみ	首都大学東京教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

青井未帆	学習院大学教授
浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
宇藤崇	神戸大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
奥村丈二	中央大学教授
○尾島茂樹	金沢大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
北川佳世子	早稲田大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
酒井啓亘	京都大学教授
菅原郁夫	早稲田大学教授
只木誠	中央大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
中野俊一郎	神戸大学教授
服部高宏	京都大学教授
深澤龍一郎	名古屋大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
水島郁子	大阪大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 25 年以上の実務経験を有している。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 当該法科大学院では、授業科目「中小企業法」及び「中小企業向け法律相談」において、教育の理念及び目標に適った教育が実施されている。
- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 平成 26 年度及び平成 27 年度において入学定員充足率が 50%を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう留意する必要がある。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 平成 28 年度以前のカリキュラムと平成 29 年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を認定することとされており、過少に単位を認定する取扱いが行われていることから、実際に履修した授業時間に応じた単位を認定するための措置を講じる必要がある。
- 平成 28 年度以前のカリキュラムと平成 29 年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を履修登録単位数に算入することとされており、過少に算入されていることから、実際に履修した授業時間に応じた単位数を算入するよう改善を図る必要がある。
- 集中講義について、1 授業科目において講義日から試験日までの期間を 1 週間以上空けるものとする当該法科大学院の方針に反していることから、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう改善を図る必要がある。
- 相対評価とする場合の各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が学生に周知されていないため、学生に周知するよう改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、平常点の成績が一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目において、シラバスに記載されている成績評価の考慮要素の割合とは異なり、100 点を超え得るものとして成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価に関するデータが一部の兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、試験日の後に最終講義日が設定されているため、講評を行う場合は講義日とは別に設けるなど、講義日と試験日の設定が適切となるよう改善を図る必要がある。

- 一部の授業科目において、期末試験において解答に当たり前提となる条件が問題文中に十分に明記されていないものがあること、また、授業で十分に取り上げていない知識を前提に出題されているものがあることから、講義の理解度を確認するための問題として適切ではない内容が出題されているため、出題に関するチェック体制を設けるなどの組織的な措置を講じる必要がある。
- 絶対評価について、各ランクの成績評価基準について教員への共有が十分でなく、各授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないことから、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。
- 平成 28 年度及び平成 30 年度において入学者選抜における競争倍率が 2 倍を下回っていることから、実効的な改善措置を講じる必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「本法科大学院は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、すべての科目において、ただ単に知識を修得させるのではなく、思考能力の涵養を図ることに重点が置かれており、シラバスにおいて授業前に読んでおくべきものとして指示されている判例や文献を十分に予習してきていることを前提として、予習によって得た知識に誤りがないかを確認するとともに、その知識を応用する能力を養うことを目的として、討論を重視した双方向的又は多方向的な方法で授業が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等におけるものが挙げられる。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 法学研究科は、所定の単位修得により、以下のような能力等の基準（ディプロマポリシー）を満たした法曹養成専攻の学生に、法務博士（専門職）の学位を授与する。
 - (1) 全ての法曹に不可欠な現行法についての十分な知識と考え方を確実に身につけていること
 - (2) 現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を身につけていること
 - (3) 現行法を固定的で万能なものとするのではなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」たりうる能力を身につけていること
 - (4) 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を持つ「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」たりうる能力を身につけていること

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

- (1) 全ての法曹に不可欠な現行法の十分な知識と考え方を確実に身につけるため、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とする。
- (2) 現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を身につけるため、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修科目とする。
- (3) 現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を選択必修科目として充実させ、履修を推奨する。
- (4) 市民のための法律家たりうる能力を身につけるべく、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供するため、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目を必修科目または選択必修科目とする。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、法律基本科目については、1年次において基礎的内容を学習した上で、2年次にはその学習成果を主として演習形式で提供される授業を履修することにより、より一層深めるといった積上げ型のカリキュラム構成とされている。それに加えて、展開・先端科目については、その

大半を2年次以降においてのみ履修できるものとするにより、法律基本科目についての理解を踏まえて、それを多様な法分野に発展させている。また、2年次及び3年次に配当される法律実務基礎科目においては、法律基本科目の履修を通して修得した法についての理論的知識が、実務上どのように用いられているのかを体得させることを目的とした教育が、実務家教員によって行われている。さらに、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を涵養する基礎法学・隣接科目が配置されている。こうした積上げ型のカリキュラムに沿って、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から実務基礎教育へと、段階的に学修していくことにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、入学手続き時における法学入門書の紹介や勉強方法等の個別相談の実施、法学の勉強方法や裁判例の読み方等を指導する導入プログラムの実施やその内容を取り入れた授業の実施等の措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目及び法文書作成に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法社会学」、「英米法」及び「中国法」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることに寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。

(4) 展開・先端科目は、3つの履修モデルをもとに、①「企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」との関連では、授業科目「知的財産法Ⅰ」、「民事執行・保全法」及び「民事再生・会社更生法」等、②「社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」との関連では、授業科目「消費者法」、「労働法Ⅰ」及び「社会保障法」等、③「グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」との関連では、授業科目「国際法」、「国際経済法」及び「国際民事手続法」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

そのほか、当該法科大学院では、授業科目「中小企業法」及び「中小企業向け法律相談」において、教育の理念及び目標に適った教育が実施されている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適切と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育の理念及び目標に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目11単位、民事系科目34単位、刑事系科目12単位の合計57単位とされており、このうち3単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目 ((1) に掲げる内容の授業科目を除く。) のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえて、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2 単位) が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」(2 単位) が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2 単位) が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」(各 2 単位) が、ローヤリングは、授業科目「弁護実務基礎論 (ロイヤリングを中心に)」(2 単位) が、クリニックは、授業科目「中小企業向け法律相談」(2 単位) が、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」(2 単位) が、公

法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「公法系訴訟実務の基礎」（2単位）が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、必修科目である授業科目「民法ⅠA（民事取引法の基礎①A）」、「商法総合演習Ⅰ（企業組織法）」及び「刑法総合演習」の中で適宜指導することとされ、法文書作成は、授業科目「法文書作成」が必修科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、担当する実務家教員と当該授業科目に関連する分野の研究者教員との懇談会での相互の意見交換や、実務家教員担当の授業を研究者教員が見学し、意見交換を行うなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、平成28年度以前のカリキュラムと平成29年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を認定することとされており、過少に単位を認定する取扱いが行われているものの、これら以外については、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に照らし設定されている。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 当該法科大学院では、授業科目「中小企業法」及び「中小企業向け法律相談」において、教育の理念及び目標に適った教育が実施されている。

【改善すべき点】

- 平成28年度以前のカリキュラムと平成29年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を認定することとされており、

過少に単位を認定する取扱いが行われていることから、実際に履修した授業時間に応じた単位を認定するための措置を講じる必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、30人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式において体系的かつ正確な知識の理解を図るとともに、特に議論の多い点等は予習のポイントとして準備させた上で双方向的なやりとりが行われており、2年次以降配当の授業科目においては、学生による報告を交えた上で、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業にお

いても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「中小企業向け法律相談」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されるとともに、履修ガイダンスを通じて告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成時における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、授業支援システム「Moodle」での予習事項の指示、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、講義日から試験日までの期間を1週間以上空けるものとする当該法科大学院の方針に反する授業科目が1授業科目あるものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、入学年度の履修規程が適用されることとされており、平成28年度以前のカリキュラムと平成29年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を履修登録単位数に算入することとされており、過少に算入されているものの、他の授業科目については、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位（2年次配当の授業科目「エクスターンシップ」（2単位）は含めない。）が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、38単位が上限とされている。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目の単位を3単位まで上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 集中講義について、1 授業科目において講義日から試験日までの期間を1 週間以上空けるものとする当該法科大学院の方針に反していることから、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう改善を図る必要がある。
- 平成 28 年度以前のカリキュラムと平成 29 年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を履修登録単位数に算入することとされており、過少に算入されていることから、実際に履修した授業時間に応じた単位数を算入するよう改善を図る必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

当該法科大学院の成績評価においては、絶対評価とするか相対評価とするかが各担当教員の裁量に委ねられている一方で、相対評価とする場合の各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が学生に周知されていないものの、成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分けが設定され、これらは法学研究科法曹養成専攻便覧及びシラバスに記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

1授業科目において、平常点の成績が一律満点となっているものがあり、1授業科目において、シラバスに記載されている成績評価の考慮要素の割合とは異なり、100点を超え得るものとして成績評価が行われているものがあるほか、成績評価に関するデータが一部の兼任教員に共有されていないものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会を与える成績疑義申立制度が設けられているほか、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、成績分布等）は、法曹養成専攻会議で資料として提供されるとともに、各学期終了後にFD集会（教員懇談会）を開催し、成績評価に関するデータをもとに問題点を検討するなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、成績分布表、期末試験に係る成績評価の基準、レポート等を採点する際における採点のポイント等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、1授業科目において、試験日の後に最終講義日が設定されているものがあること、一部の授業科

目において、期末試験において解答に当たり前提となる条件が問題文中に十分に明記されていないものがあること、また、授業で十分に取り上げていない知識を前提に出題されているものがあることから、講義の理解度を確認するための問題として適切ではない内容が出題されているほか、絶対評価について、各ランクの成績評価基準について教員への共有が十分でなく、各授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないことから、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要があるものの、授業が終了した日から3日以上を置いた後に試験を実施するものとして、必要な試験準備期間を確保できるようにしているなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは法学研究科法曹養成専攻便覧に記載されており、学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認める

ときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみならずことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、97単位以上を修得することとされており、このうち3単位は基準2-1-5のただし書による単位数とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計33単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、33単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目11単位、民事系科目34単位、刑事系科目12単位、法律実務基礎科目12単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目14単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から32単位以上を修得することとされており、31単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 : 重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されないことがないよう、出題に当たって当該大学法学部の過去の定期試験問題を参照するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論述式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、「その他の要素」として出願書類に基づく評価も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、33 単位を修得したものとみなしている。この33 単位については、1年次の必修科目33 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 相対評価とする場合の各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が学生に周知されていないため、学生に周知するよう改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、平常点の成績が一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目において、シラバスに記載されている成績評価の考慮要素の割合とは異なり、100 点を超え得るものとして成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価に関するデータが一部の兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。

- 1 授業科目において、試験日の後に最終講義日が設定されているため、講評を行う場合は講義日とは別に設けるなど、講義日と試験日の設定が適切となるよう改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目において、期末試験において解答に当たり前提となる条件が問題文中に十分に明記されていないものがあること、また、授業で十分に取り上げていない知識を前提に出題されているものがあることから、講義の理解度を確認するための問題として適切ではない内容が出題されているため、出題に関するチェック体制を設けるなどの組織的な措置を講じる必要がある。
- 絶対評価について、各ランクの成績評価基準について教員への共有が十分でなく、各授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないことから、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、FD委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生授業評価アンケートの実施・結果の検討、担当学生との面談における学生からの指摘・意見の活用、FD集会（教員懇談会）や分野ごとの懇談会の開催、外部研修等への参加奨励、実務家教員と研究者教員双方の教員による講演・コメント及び質疑応答からなる「ブリッジ企画」の開催等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「入学者にはまず、本学大学院法学研究科法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められる。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければならない。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していなければならない。

そのような学力に加えて、本専攻は、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。本専攻は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指す。本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになる。

さらに、本専攻は、学生層の多様性を確保することを重視する。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本専攻が目指すもう一つの目的である、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからである。」として設定されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試委員会が組織されており、①学生募集要項、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施、③試験実施体制、④合格者の決定に関する事項等を審議し、法曹養成専攻会議に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じることをその任務とするとされている。また、合否判定については、入試委員会が原案を作成し、それに基づいて法曹養成専攻会議が合否を決定することとされているが、合否の確定には、法曹養成専攻会議の判断を法学研究科教授会が承認することが必要とされている。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らし、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（出願者数、合格者数、社会人・他学部出身者の割合、出身大学、試験問題等）が公表されているとともに、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられておらず、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、別室受験への対応や試験時間の延長等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜において、法科大学院全国統一適性試験の成績の審査を行い、第2次選抜において、3年標準型入学試験については小論文試験、2年短縮型入学試験については法律科目試験をそれぞれ課すとともに、「その他の要素」として出願書類に基づく評価を行うことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

なお、平成31年度入学者を対象とする入学者選抜から法科大学院全国統一適性試験の成績を利用することが任意化されたが、当該法科大学院においては、3年標準型入学試験については読解力を判定するための長文読解の要素を含めた小論文試験、2年短縮型入学試験については論述式の法律科目試験をそれぞれ課すとともに、「その他の要素」として出願書類に基づき社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動等）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが当該法科大学院での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力等、受験者の適性を多様な観点から評価することにより、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する方法で入学者選抜が行われている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、①在籍したすべての大学及び大学院の成績証明書、②自己評価書（法曹を目指す動機、これまでの学習及び研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験などさまざまな経験、並びに特技のうち、当該法科大学院での学修や将来の法曹としての活動に役立つものを記載し、それらに基づいて、自身の法曹としての適性について2,000字以内で記載したもの）、③成績申告書を提出させるほか、さらに任意で提出することのできる④語学能力を証明する書類、⑤公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く。）を「その他の要素」として考慮し、合格者判定に反映させており、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は52人であり、収容定員90人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学定員充足率が平成26年度及び平成27年度において50%を下回っているものの、平成28年度から入学定員の変更(60人から30人に削減)を行うなど、直近の入学定員充足率が50%を上回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成28年度及び平成30年度において入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っているものの、平成28年度から入学定員の変更(60人から30人に削減)を行うなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 平成26年度及び平成27年度において入学定員充足率が50%を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 平成28年度及び平成30年度において入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っていることから、実効的な改善措置を講じる必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、履修モデルの提示による指導、担当教員制による個別面談、期末試験終了直後と前期の授業開始時には、開講授業科目の各担当教員による授業科目別に新2、3年次生向けの履修ガイダンスを実施するなど、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学手続き時の法学入門書等の紹介の文書及び前期開講科目の教科書・予習範囲に関する書類の配付、入学前のガイダンスに際して行われる個別相談、新入生向け入学前説明会の実施等、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、今後法曹になる際に必要な学習を効果的に進めるために法科大学院での講義がどのような意味を持つのかを、学生各自に早期に認識させるための導入プログラムの内容を授業科目「民法I A（民事取引法の基礎①A）」の中で行うなど、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時間帯等が記載された一覧表を掲示することにより、学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院修了者である若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー制度を設けるなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料の免除、授業料の減免及び分納制度、成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度として「特待生制度」が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健管理センターにおける臨床心理士によるカウンセリング、神経精神科や整形外科の専門医による診療・相談が行われているほか、全学の「学生なんでも相談窓口」において生活の支援・相談を受け付けている。各種ハラスメントについては、全学的に組織されているハラスメント相談員による対応が行われるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、身体障害者用のスロープやトイレ、身体障害者仕様のエレベーターが設置されているなど、整備充実を努

めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、障害のある学生への全学的な支援制度として、学生サポートセンターに設置されている障がい学生支援室が、障害のある学生への相談や支援に関わる情報収集等の支援を担うとともに、サポート学生による障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、学生の進路選択に必要な情報の収集・管理・提供を担当する修了生委員会を設置し、就業支援関連の情報提供やキャリアガイダンスを開催するとともに、実務家教員やアカデミック・アドバイザーによる相談を行うほか、全学的な組織である就職支援室の支援を受けることができるなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法曹養成専攻会議内に選考委員会を設置して、教員選考基準の定める基準に従い審査・決定し、法曹養成専攻会議の議を経て、法学研究院会議へ報告し、全学の人事委員会において審議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法曹養成専攻会議で審査・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、必置専任教員について、専門職大学院設置基準において12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を

実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目の必修科目とされており、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員25年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、法曹養成専攻会議の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専門分野に関する研究に専念できる環境を整備し、教育研究活動の活性化を図ることを目的としてサバティカル制度が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制

が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法科大学院関連業務を担当する事務職員のほか、法学研究科資料室には司書の資格を有する職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員25年以上の実務経験を有している。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法曹養成専攻会議が置かれている。法曹養成専攻会議は、専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）、法曹実務教員（実務家兼任教員）、法曹養成専攻の授業を担当する教員で専攻長が必要と認めたものにより構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、法曹養成専攻会議における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、大学運営本部学務企画課が組織され、法科大学院に係る主要な事務を担当する職員2人が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員は安全衛生に関する研修会等に参加、職員は各年度1回程度以上の各種研修に参加するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、設置者に対する予算要求等は法学研究科を通じて行われ、法曹養成専攻長が、法曹養成専攻会議で示された見解等を踏まえつつ、法曹養成専攻を含む法学研究科の予算要求に関わっており、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、マイク、スクリーン及びプロジェクター等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく7時から21時50分まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、共用のパソコン、プリンタ及び無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して判例・法律文献データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法曹養成専攻資料室、法学研究科資料室及び学術情報総合センターが整備されている。法学研究科資料室及び学術情報総合センターは、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法曹養成専攻資料室、法学研究科資料室及び学術情報総合センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法曹養成専攻資料室では、配架される新規図書の購入について、法曹養成専攻会議において新刊法律図書のリスト及び学生からのリクエストリストを回覧・チェックするほか、文献や資料は持ち出しを禁止するなどの管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、プリンタ及び複写機が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法学研究科資料室には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した判例の検索が可能となっており、法曹養成専攻資料室についても近接しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる共用の教員室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、教室や教員室をはじめとして、法曹養成専攻事務室内の共用スペース、法学研究科長室及び各種会議室が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切

なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、法科大学院の教室、自習室、法曹養成専攻資料室等の施設のある建物が夜間（22時から6時まで）施錠されており、警備員が定期的に巡回するとともに、自習室のドアはオートロックとなっているなど、学生、教職員、その他の利用者の平穩安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として自己評価委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、法曹養成専攻会議において報告され、改善策が提案され、改善に取り組むなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「スタッフ」及び大学ウェブサイトの「大阪市立大学研究者総覧」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、自己評価委員会において調査及び収集され、法曹養成専攻事務室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

大阪府大阪市

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数：52 名

教員数：13 名（うち実務家教員 3 名）

2 特徴

法曹養成のための専門職大学院である大阪市立大学法科大学院は、平成 16 年 4 月、大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置され、平成 30 年 5 月 1 日現在、専任教員 13 名、収容定員 90 名から構成されている。

設置年の前年に当たる平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、昭和 24 年法学部として発足し、その後昭和 28 年に法学部として独立して以来、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。本法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部および大学院法学研究科には、現在、法学および政治学の幅広い分野にわたって総勢約 40 名の教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、約 1 万 2 千名にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。大阪市立大学法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部および法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを目標とする趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げる目標の下に、これら 3 つの法的問題

領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択された「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものであった。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪府およびその周辺の中小企業が抱える様々な法的ニーズに対応できる法曹の養成を目指していた。支援プログラム終了後も、このセンターおよび中小企業無料法律相談を組み込んだカリキュラムは、「中小企業向け法律相談」として継続されている。本法科大学院の学生は、中小企業の法実務の現場を知り、その現場で法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法を相対化し、批判的に検討できる能力をも高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させている。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用できる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。

さらに、エクスターンシップを正規の授業科目とし、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

そして、上記のような本法科大学院の理念に共感し高い志を持つ者が軽い経済的負担で学べるよう、また設立当初から追求していた公立大学の法科大学院としての存在意義をより強く打ち出すべく、平成 29 年度より学生納付金を軽減する措置を決定した（入学科を全額免除するとともに、授業料を年間 804,000 円から 535,800 円に引き下げた）。これも、本法科大学院の特徴となるであろう。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育上の理念および目的

本法科大学院は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

2 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 教育課程編成の考え方

上記の理念および目的を踏まえて、以下のような考え方に基いて教育課程を編成する。まず、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身につけさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修科目とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとすることなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることができる。加えて、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目により、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば悪もなす人間と言う存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることができる。

